



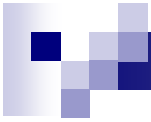
# わが国の知的財産戦略

～ソフトウェア分野を中心に～

2007年12月21日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局主査

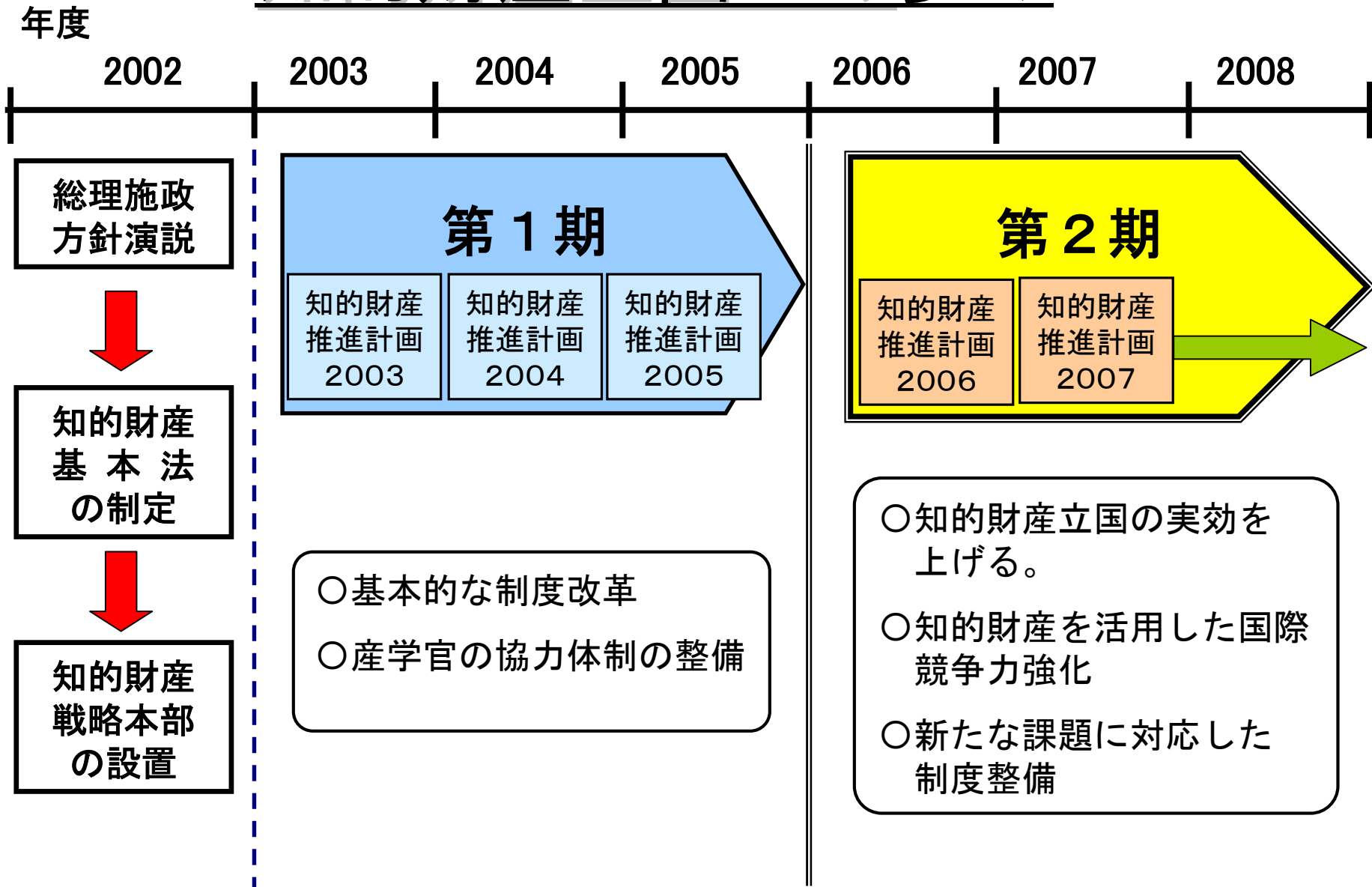
弁理士 井戸川 義信



# 1. はじめに

---

# 知的財産立国への歩み



# 知的財産戦略本部

## 1. 設置

2003年3月1日、知的財産基本法に基づき設置

## 2. 概要

### (1) 所掌事務

- ・知的財産推進計画の作成・実施
- ・関係省庁の施策の総合調整

### (2) 組織

全閣僚及び有識者(10名)で構成

- ・本部長・・・内閣総理大臣
- ・副本部長・・・内閣官房長官 科学技術政策担当大臣

文部科学大臣 経済産業大臣

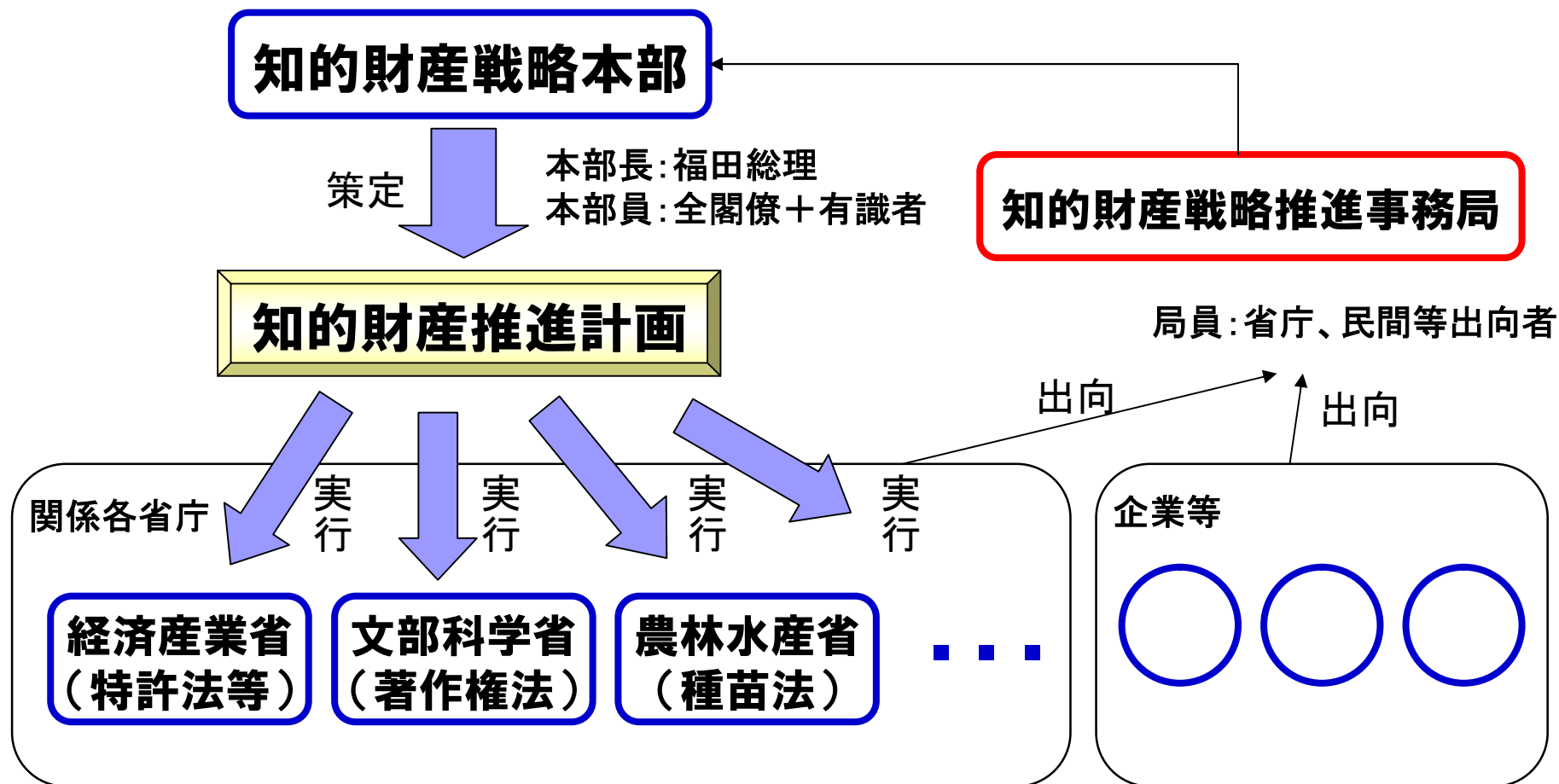


# 知的財産戦略本部 有識者本部員

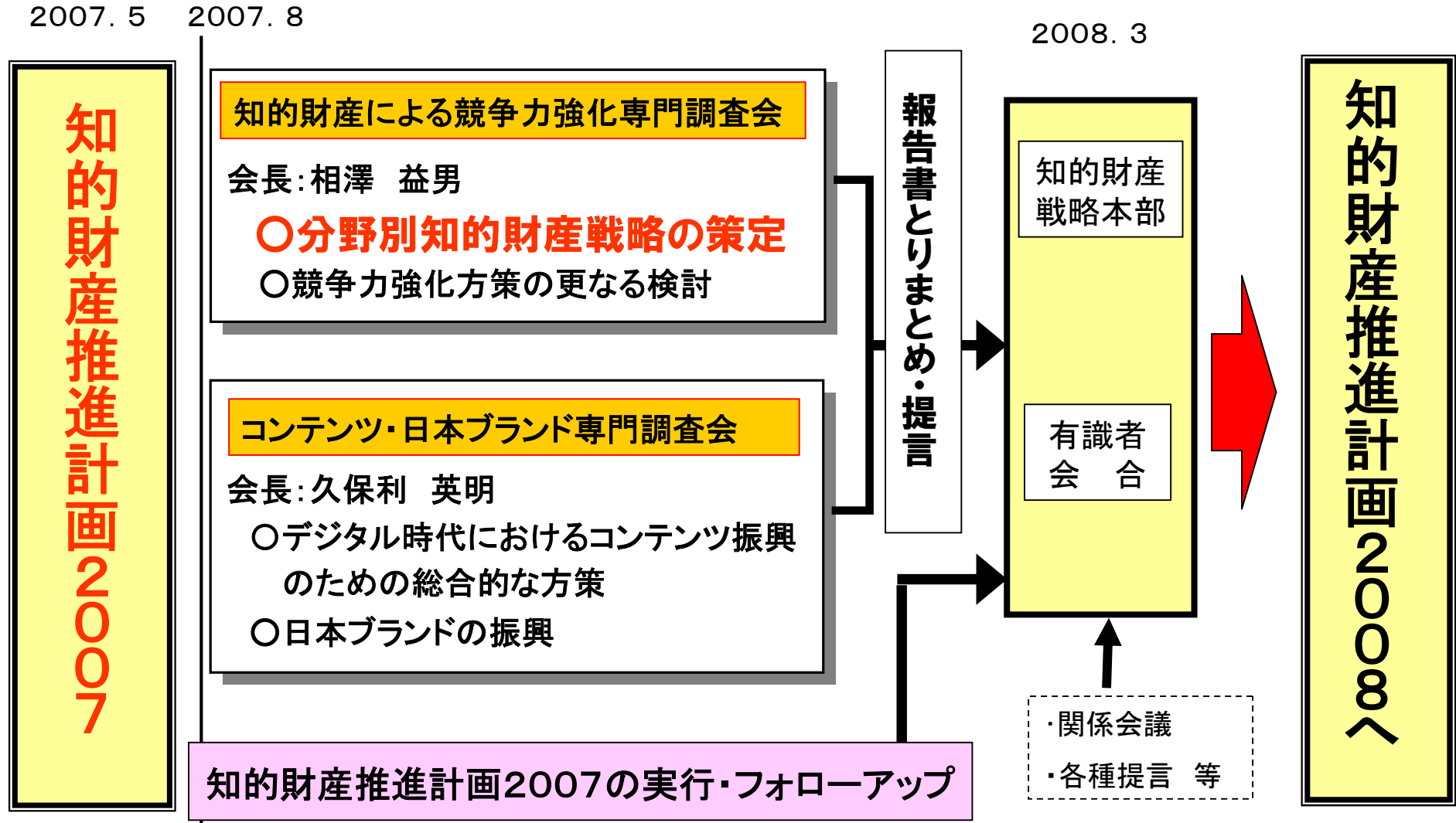
(本部長)	福田 康夫	内閣総理大臣
(有識者)	相澤 益男	総合科学技術会議議員
	岡村 正	(株)東芝取締役会長
	梶山 千里	九州大学総長
	角川 歴彦	(株)角川グループホールディングス代表取締役会長 兼CEO
	佐藤 辰彦	弁理士／創成国際特許事務所所長
	里中満智子	マンガ家
	中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	長谷川閑史	武田薬品工業(株)代表取締役社長
	三尾美枝子	弁護士
	山本 貴史	(株)東京大学TLO代表取締役社長

合計10名の有識者

# 知的財産戦略 実施体制



# 知財戦略の検討体制





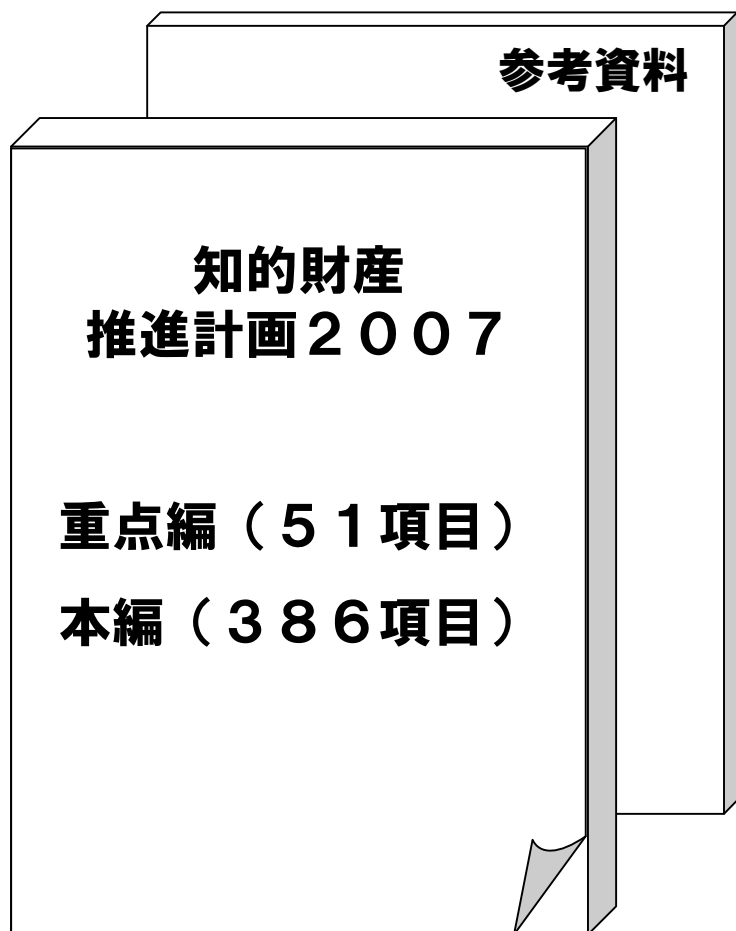
## 2. 知的財産推進計画2007

---





# 「推進計画2007」の構成



## 第1章 創造

## 第2章 保護

- I. 知的財産の保護強化
- II. 模倣品・海賊版対策

## 第3章 活用

- I. 知的財産の戦略的活用
- II. 国際標準化活動の強化
- III. 中小・ベンチャー支援
- IV. 地域の振興

## 第4章 コンテンツ

- I. コンテンツ大国の実現
- II. 日本ブランド戦略

## 第5章 人材



# 「推進計画2007」における ソフトウェア分野の記載①

## ○第1章 知的財産の創造

### (3)ソフトウェア分野における大学等の知的財産管理を促進する

i) 2007年度中に、産学が連携して大学発のソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組み、ソフトウェアに係る人材育成の課題等を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ii) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、2007年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

iii) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知財全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知財の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を2007年度中に収集し広く提供する。

(総合科学技術会議、文部科学省)



# 「推進計画2007」における ソフトウェア分野の記載②

## ○第3章 知的財産の活用

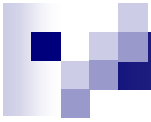
### (2)ソフトウェア分野における知的財産活用の円滑化を図る

i) 2007年度も引き続き、既存の知財権制度の利用を前提に、各企業等が保有する知財権についてパブリックドメインを構築し、ソフトウェア間の相互運用性の確保等によるイノベーションの向上を図るなど産業界における自主的な対応を促進する。

(経済産業省)

ii) 2007年度も引き続き、オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアを活用してシステム構築を行う際のベンダーやユーザーのリスクの所在を明確にしてリスク回避・低減の解決策を提案した「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」を周知し企業における活用を図るとともに、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)



### 3. 分野別知財戦略

---

# 分野別知財戦略の策定

## ○「**推進計画2007**」第1章 知的財産の創造

### (1) 分野別の知財戦略を策定する

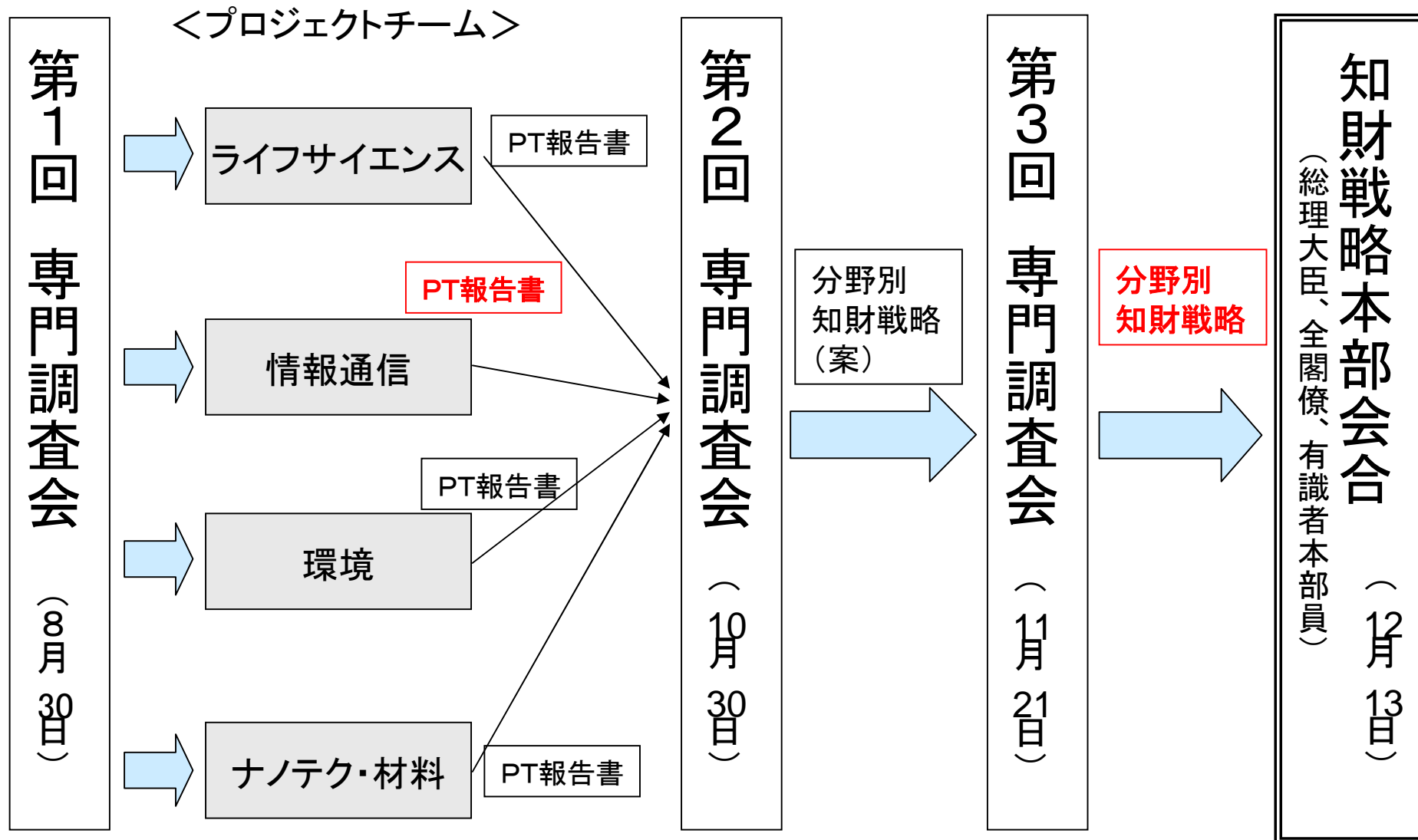
2007年度から、関係府省の協力を得て、**科学技術基本計画で定めた重点推進分野※**等の知財に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知財の権利者や利用者等の関係者の状況を踏まえ、知財の創造、保護、活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した**分野別の知財戦略を策定**する。

(総合科学技術会議、関係府省)

※科学技術基本計画の重点推進分野

=ライフサイエンス、**情報通信**、環境、ナノテク・材料の4分野

# 知的財産による競争力強化専門調査会



# 情報通信分野プロジェクトチーム報告概要

## 検討の視点

- 経済成長、生産性への大きな寄与
- ソフトウェアを利用した新たなビジネスモデルの登場
- 組込み系を除き、我が国のソフトウェアの産業競争力は欧米に比して立ち後れ

## 分野の特性

- 一製品多数特許  
(数百～数万の特許権が関係)
- 急速な技術革新と市場変化
- 相互運用性の確保  
(プロトコルやインターフェースに関して相互に使用できる環境整備)
- ソフトウェアの知財上の特殊性  
(先行技術文献調査の困難性)

## 現状と課題

- 権利者の分散、錯綜する権利関係
- クロスライセンスでは対応が困難な場合もあり、相互に利用し合う仕組みが必要
- 本来の知的財産権の目的を逸脱するような権利濫用事例の発生
- ソフトウェア・イノベーションの進展
- ブロードバンドネットワークを利用した新しいビジネスモデルに対応した知財制度・運用の見直し
- インド、中国等の情報通信産業の急速な発展、市場の拡大
- これらの国に対する知財権の確保と戦略的対応の必要性

## 対応策

- 1. 共通基盤に対する知財制度の在り方**  
共通基盤技術については、相互運用性の確保等のため、知財権を合理的な条件で相互に利用し合い、個別技術については、差別化し、競争し合う仕組みを活用
  - (1) 「**パテントコモンズ**」のコンセプトの普及
  - (2) **パテントプール**の一層の活用
  - (3) **国際標準の促進**
  - (4) **OSSの積極的活用とGPLへの対応**
- 2. パテントロール対策**  
権利の濫用法理等を視野に入れつつ、知財権の正当な権利行使とその濫用の境界線を明確にするための多角的な議論
- 3. ソフトウェア・イノベーションの促進**
  - (1) **新たなビジネスモデルへの対応**
    - SaaSに対応した知財ガイドラインの策定
    - 検索エンジンに関する著作権法の改正
  - (2) **ネット上における知財権の保護**  
バーチャル空間における商標等の無断使用に関し調査・分析を行った上で、必要に応じて制度整備を検討
  - (3) 「**創造**」のための基盤整備
    - スーパークリエイターの育成・支援
    - 特許情報提供制度の拡充・強化と米「**コミュニティ・パテント・レビュー**」の研究
- 4. 諸外国における権利取得の促進**  
世界特許の実現に向けた取組 等

# 分野別知財戦略(概要)

## 各分野の特性・現状

### I. ライフサイエンス分野

- 一製品少数特許
- 基礎研究の成果たる基本特許の役割が大
- 欧米が特許出願でリード
- 遺伝子改変生物、再生医療等技術革新による新市場の開拓が進展
- 研究開発にリサーチツール(実験用動物等)の円滑な使用が不可欠

### II. 情報通信分野

- 一製品多数特許、権利関係が錯綜化
- 要素技術は強いが、これを束ねた共通基盤技術化は欧米に遅れ
- ソフトウェアを活用したビジネスモデルの立ち遅れ
- いわゆる「パテントトロール問題」の顕在化

### III. 環境分野

- 政策措置の及ぼす影響が大(ニーズ指向)
- 二つの技術領域  
先端的技術-激しい国際競争  
地域技術-途上国等の地域ごとのニーズへの対応
- 優れた技術を有しているが、国際展開が弱い

### IV. ナノテクノロジー・材料分野

- 革新的技術シーズを幅広い産業分野に応用可能(シーズ指向)
- 特許化段階では実用化の可能性が共通しにくい
- 基礎研究は欧米に比して優位。ただし、用途開発では米国に遅れる面あり

## 基本理念

## 基本戦略

## 課題

## 具体的取組

知財フロンティア(技術・制度・市場)を開拓する

基本特許(上流)を確保し、幅広く(下流まで)技術を押さえる

- 大学等が応用研究に傾斜
- 大学知財本部・TLOのパフォーマンスが不十分
- 特許化されているリサーチツールが円滑に利用できるか不透明

- 基礎研究の戦略的重点化(競争的資金の評価項目に基本特許の取得可能性の観点を追加)
- 大学知財本部・TLOの機能強化と在り方の見直し
- リサーチツールデータベースの構築

知的財産を活用して新たな市場・ビジネスモデルを切り開く

- 新事業創出への知的財産制度の対応の遅れ
- クリエイティブな人材の不足

- 新技術に対応した制度の見直し(遺伝子組換え生物、DDS等の期間延長、**ネット検索サービスに関する著作権法の改正等**)
- スーパークリエイターの育成

優れた要素技術を集約した共通基盤技術を円滑に利用する

- 「共通基盤技術はオープンにし、個別技術を差別化する」取組が不十分
- 基盤技術をグローバルスタンダード化

- 相互利用の枠組み作りの促進(パテントコモンズ、パテントプール等)**
- 国際標準化に向けた取組の強化  
・業種別国際標準化アクションプランのフォローアップ

ベンチャーを含む中小企業において知的財産を積極的に活用する(注)

- 知識・資金が乏しいが故に知的財産を収益化できない

- 中小企業における知的財産の活用支援の強化(資金調達、外国特許出願への支援等)

国際展開を促進する(注)

- 国際展開の遅れ  
・我が国のみで特許を取得すると、海外への技術流出、産業空洞化のおそれ  
・国際出願は手続き負担・費用が大
- 模倣品による被害は未だ深刻
- グローバルな取組が求められる環境問題等への対応が不十分

- 世界特許の実現に向けた取組の強化
- 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現
- 知的財産権の対象となっている技術についても普及を促進

## 配慮事項

知的財産の権利行使について、公益性、産業活力全体の観点にも配慮する

- 既に日系企業は海外でパテントロールによる被害を受けているが、我が国では対応の準備がない

- 基本的観点の提示**  
・**正当な権利行使とその濫用の境界の明確化のための方向付け**



# OSSへの円滑な取組について

- GPLv3の解釈問題の解決
- 新しいOSS等の作成に関する我が国の積極的関与

## ●分野別知財戦略から抜粋

### (5) OSSへの円滑な取組を確保する

OSSは、調達透明化、コスト低減等の観点から有意義であるとされているが、GPLver.3では当初著作権管理機能の使用禁止条項が盛り込まれていたところ、このような条項があるとコンテンツビジネスや組込みソフトウェアを扱う企業のビジネスモデルが成立しない可能性も指摘されている。

このため、GPLver.3の文言解釈に係る問題を早期に解決するとともに、新しいOSSやライセンス方式の作成に関して、組込みソフトウェアを始め競争力を有する産業分野に混乱が生じないように、ビジネスの実態を踏まえつつ積極的に関与していくべきである。我が国がリーダーシップを発揮して新しいOSSや新しいライセンス方式を提供できるよう関係者による一層の努力を促す。

# パテントトロール対策

- ・ 正当な権利行使の尊重が大前提であるものの、行き過ぎた権利行使は、情報通信産業の発展やイノベーション促進に悪影響を与える恐れ
- ・ 適正な知財権の行使の在り方について、様々な場での議論が必要

## ●分野別知財戦略から抜粋

○正当な権利行使と権利濫用の境界に関する基本的観点を踏まえ、多角的に議論する  
正当な権利行使を尊重することを大前提としつつ、いかなる態様の行為が権利の濫用に当たるか、適切な知的財産権の行使の在り方について、産業活力全体の向上や公共の利益確保の観点も踏まえ、民法上の権利濫用の法理<sup>(注1)</sup>、独占禁止法の考え方<sup>(注2)</sup>、差止請求の許容には次の4要件が必要とした米国最高裁判決(eBay判決<sup>(注3)</sup>)などを参考として、様々な場で多角的な議論を深める。

- ①差止めを認めないと取り返しのつかない損害を原告が被る。
- ②その損害が損害賠償請求だけでは十分に救済できない。
- ③原告・被告の双方の損害のバランスを考慮し差止めが適切である。
- ④差止めを認めても公共の利益に反しない。

(注1) 「電子商取引及び情報財取引に関する準則」(2007年3月 経済産業省)を参照

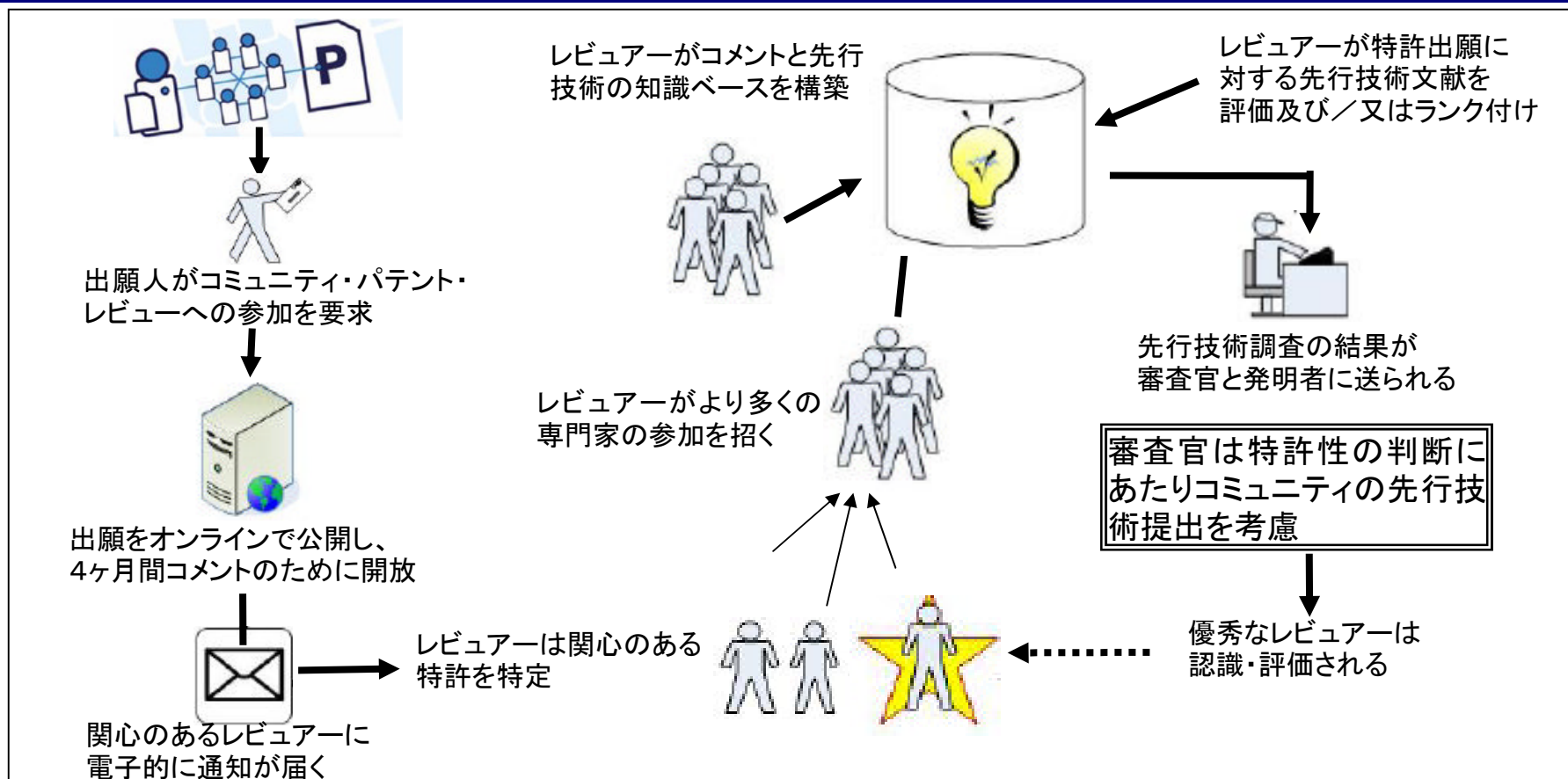
(注2) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(2007年9月 公正取引委員会)参照


(注3) MercExchange社とeBay社の訴訟に関して米国最高裁判所が2006年5月15日に下した判決。

『特許侵害＝自動的に差止請求を容認』の図式を覆し、差止請求を認めるために4要件を満たす必要があることを示した。

# コミュニティ・パテント・レビューの取組

- ・ソフトウェア特許の権利化に際してコミュニティの持つ知識・情報を活用するコミュニティ・パテント・レビュー制度が米国で試行(2007年6月)
- ・ソフトウェア特許の更なる質の向上を図るため、我が国においても厳選した質の高い先行技術情報を特許庁に提供する取組が必要





■ お願い ■  
知財戦略について  
ご意見をお聞かせ下さい！

井戸川 義信

[yoshinobu.idogawa@cas.go.jp](mailto:yoshinobu.idogawa@cas.go.jp)

TEL: 03-3539-1825 / FAX: 03-3580-0240

● 事務局所在地

〒 100-0014

千代田区永田町2-4-12 内閣府庁舎別館3階

知的財産戦略本部 webサイト

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

知的財産戦略推進事務局webサイト <http://www.ipr.go.jp/>